

II 農家

農林省「農家経済調査 農家生計費統計」

調査の目的： 農家経済調査の一環として行われる農家の消費生活に関するこの調査は、農家の消費生活の実態を地域別及び階層別に明らかにし、各種行政施策の企画立案等に必要な基礎資料を提供することを目的としている。統計法（昭和22年法律 第18号）及び農家経済調査規則（昭和46年農林省令 第39号）に基づく指定統計第36号として実施している。

調査の対象及び客体： 全国の農業を家業として営む世帯を対象として、世界農林業センサスを基礎として母集団を編成し、これに基づいて調査農家（総農家の1,000分の2 48年度10,568戸）を選定した。

調査期間： 各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間。

注： 年間（年度）消費数量（購入＋自給）を年間平均世帯員数で除して求めたものである。